

水洗ブース排出口2	170	500	適
平成10年5月			
敷地境界東側	15以下	15	適
敷地境界北東側	15以下	15	適
敷地境界北東側(再測定)	31	15	否
燃烧炉脱臭装置入口	55		参考
燃烧炉脱臭装置出口	41	500	適
燃烧炉脱臭装置入口	970		参考
燃烧炉脱臭装置出口	55	500	適
平成11年7月			
敷地境界東側	15未満	15	適
敷地境界北東側	15未満	15	適
塗装ブース排気塔	73	500	適
コンプレッサー排気塔	10未満	500	適
塗装ブース内	10未満		参考

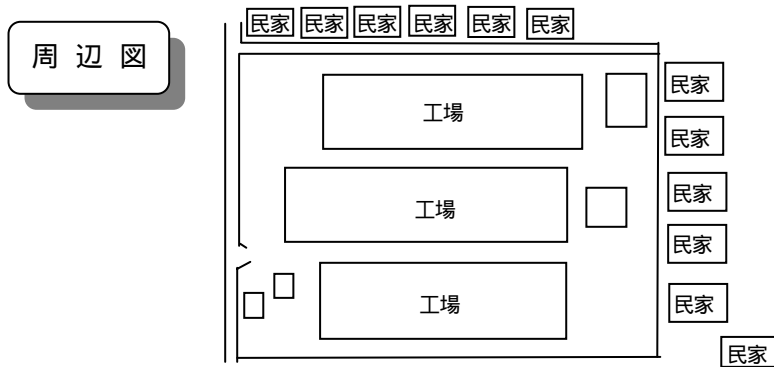


写真1 工場全景



写真2 乾燥炉(臭気対策なし)



写真3 水洗ブース(改造工事前)



資料1 測定結果の通知

		5 第 号 平成5年8月 日
株式会社 代表取締役	殿	長
悪臭の測定結果について（通知）		
平成5年5月 日貴事業所へ立入検査を実施した結果について、下記のとおり通知します。		
測定結果は、東京都公害防止条例別表4、7の悪臭に係る規制基準を超えていることが認められるので、至急改善措置を講じられたい。		
については、平成5年9月 日までに改善計画を提出されたい。		
記		
1 事業所名	株式会社	工場
2 事業所所在地	東京都 市 町	
3 悪臭採取日	平成5年5月 日	
4 悪臭測定日	平成5年5月 日	
5 測定方法	三点比較式臭袋法	
6 測定結果	別記のとおり	

資料2 改善報告書

		平成5年9月 日
長 殿		東京都 市 丁 番 号 株式会社 代表取締役
臭気改善計画について		
平成5年8月 日貴 より指摘がありました、臭気規制基準の超えている箇所について、改善防止対策実施計画を下記の通り、御報告申し上げます。		
記		
番号	指摘事項	改善内容
1	敷地境界（北西角）	油分等汚れにおいするものは整理する。
2	敷地境界（正門）	正門付近臭気発生源を調査し整理清掃をする。
3	燃焼炉（排出口）	脱臭装置の触媒エレメントを新規交換することにより排出口への流出が無くなる。触媒エレメントと新規交換する。
4	燃焼炉脱臭装置出口	臭気濃度を下げるため、塗装ブースの空気
7	水洗ブース東側排出口	流入量が多くなるように、ブースの清掃を定期的
8	水洗ブース西側排出口	同上
		改善完了何月日
		5 / 9 /
		5 / 9 /
		5 / 9 /
		5 / 9 /

事例 12 (塗装)

【対象事業場の概要】

業 種：コンピュータ部品加工	基 準 値：敷地境界 臭気濃度	1 5
規 模：従業員 9 8 名	排出口 臭気濃度	5 0 0
用途地域：準工業地域	排出口口径：7 0 0 mm	
悪臭対策：スクラバー排気処理装置	高さ：1 5 m未満	

《苦情内容》

塗装に伴う悪臭がする。特に風向きにより強く感じることもある。

被害は3 4 世帯である。

《処理及び指導状況》

平成 1 1 年 8 月 苦情受付

住民から要望書の提出 (資料 1)

〃 現地調査

- ・ 現場近くの工場の煙突から熱気状のものやかすかに煙状のものを確認
- ・ 臭いは感じられなかった

〃 工場への立入調査

- ・ 施設・作業内容の確認
- ・ フィルターで捕集しきれないミストが出ている可能性を確認

9 月 住民と行政が共同して工場の立ち入り調査を実施

・ 工場側説明概要

工場の業務内容は、静電粉体塗装及び通常塗装による仕上げ塗装が主である。使用している塗料には、塗料メーカーに確認したところ、有害金属は含まれていない。静電粉体塗装に溶剤は使用していない。また、通常塗装等に使用した溶剤の回収はしていない。

各排気管はそれぞれ、静電粉体塗装ラインの焼き付け乾燥工程、シルクスクリーン印刷、通常塗装の塗装ブース等からのものである。

・ 住民側主張要旨

工場敷地内にて、苦情申し立てとなった臭いと同じ臭いを感じる。

工場内の梱包室において、苦情申し立てとなった臭いと同じ臭いを感じる。

他の場所では、臭気はあるものの、申し立てとなった臭いと同じ臭いは確認できなかった。また、工場の屋上の各排気塔においても臭いの確認を行うが、申し立てとなった臭いと同じ臭いは確認できなかった。

・ 行政の対応方針

工場側は、苦情申し立てとなった臭いが明確に確認されなかったため、発生源及び排出場所が特定できない。このため、臭気を感じた日時を苦情者に記録してもらい、その後、工場の作業内容と照合して発生源等を推定することとした。(その後、吹付け塗装工程と断定)

1 2 月 工場から改善計画書の提出

平成 1 2 年 3 月 工場から臭気対策について具体的な改善の提案

7 月 工場から臭気対策として脱臭装置を設置するとの提案

平成 1 3 年 3 月 工場から臭気対策として湿式スクラバー方式を設置したい旨の申し出

1 1 月 スクラバー排気装置の設置の届け出

1 2 月 装置の設置を確認

平成 1 4 年 2 月 臭気濃度調査実施 (1 回目)

6 月 住民、工場、行政の 3 者で悪臭について話し合い

7 月 住民、工場、行政の 3 者で悪臭について再度話し合い

7 月 臭気濃度調査実施 (2 回目)

11月 工場から臭気対策の回答(資料2)

《原因》

吹付塗装工程によるアクリル系塗装臭とシンナー臭が、処理されずに、そのまま工場外へ排出されている。

《改善内容》

スクラバー排気処理装置を設置
現在、工場の移転を検討中

《改善後の状況》

スクラバー排気処理装置を設置し悪臭の改善措置を講じた。しかし、脱臭効果が不十分であったため、苦情解決に到らなかった。現在、住民は悪臭の基準値を遵守することを要請中である。

《周辺の状況》

準工業地域の特色である住居と工場が混在しており、苦情等のトラブル発生の多い地域となっている。

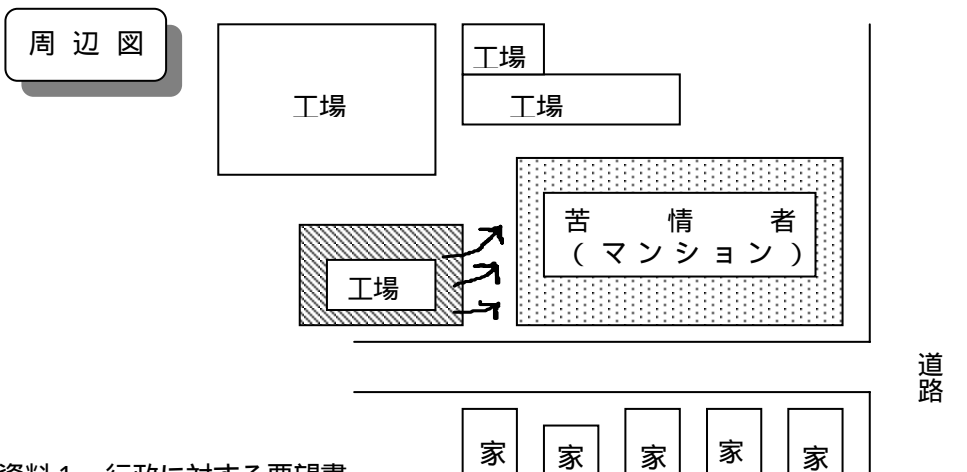
《臭気測定結果》

平成14年2月	測定値(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適否	臭質
粉体乾燥	54	500	適	塗装臭
集合	410	500	適	塗装臭
集合乾燥	97			塗装臭
ブース2	130			塗装臭
調合	300			塗装臭
屋上	15未満	15	適	塗装臭
地上	15未満	15	適	塗装臭

平成14年7月	測定値(臭気濃度)	基準値(臭気濃度)	適否	臭質
排出口	1700	500	否	印刷臭
敷地境界	15未満	15	適	印刷臭
敷地境界	15未満	15	適	印刷臭
屋上	30			印刷臭

《周辺の状況》

準工業地域ではあるが、最近マンションや戸建て住宅が建つようになった。



資料1 行政に対する要望書

要 望 書

(経緯)

6月初旬に、マンション西側に居住する住人より異臭がするという話があった。5F廊下より隣接する建物を見たところ、西側にある建物(工場)の屋上に設置されている排気ダクトより熱風(無色)の様なものが排出されているのを確認した。他には該当する要素を持った建物を発見できなかったため、どうやらこれが異臭の原因と見られる。その後、さらに調査を行ったところ、

- ・異臭とはビニールを燃やしたような臭いであった。
- ・平日だけでは無く、土曜日や祭日にも臭うことがあった。
- ・日中だけでは無く、夜の8時や9時頃にも臭うことがあった。
- ・臭う際に煙は確認されず、やはり排気ダクトより排出される熱風に原因があると考えられる。
- ・風向きによっては数十メートル離れた路上からも、臭いを確認できた。

臭いの確認がされたのは毎日では無く不定期で、時間等も一定していなかった。

以上の様なことが分かった。

(要望)

ダイオキシンや環境ホルモン等の化学物質による、人体への害が懸念されている現状を踏まえた上で、マンション管理組合としては以下に掲げる事を要望するものである。

- ・工場の事業内容(工場内で実際どんな作業が行われているか)を知りたい。
- ・異臭の元となっているものが何なのかを知りたい。
- ・人体に悪い影響がないものかを知りたい。
- ・影響が無いものだとしても、なるべく排出しない方法をとっていただきたい。

平成11年8月 日
管理組合

資料2 工場側の回答

管理組合理事長様

臭気対策回答の件

拝啓、首題の件では行政から指導を受け、近隣の皆様にはご迷惑をおかけしておりお詫び申し上げます。

弊社はIT関連のパソコン・デジカメ等の筐体を塗装加工しておりますが、ご承知のとおり日本メーカーは海外生産(中国)へシフトされ、昨年の受注量を比較すると約50%位まで減少しております。

当然、塗料の使用料も大幅に削減され臭気も減少しているはずですが。

既に屋上に水洗式スクラバー装置を設置、又排気ダクトの改造等を実施して参りました。

しかしながら、いまだ不十分とのことでその対応に苦慮している次第です。

先般の打ち合わせにより、理事長への文書回答をお約束したものを下記にご回答します。

敬具

記

全般的にユーザーからの受注減等を考慮すると、今後の経営方向を決断せざるを得ない状態であり、今期末には下記(1)(2)のいずれかの方向を決断し、実施する予定であります。

- (1) 工場の塗装製品を選別し、他工場へ移管し他の塗装を廃止する。但し、組立ライン等は続行。
- (2) 工場の塗装ラインを継続させる場合は、更に臭気対策の強化(例:煙突の改造・スクラバー装置の補強等)を実施する。

事例 13 (金属製造・加工)

【対象事業場の概要】

業 種：金属加工業	基 準 値：敷地境界 臭気指数 1 2
規 模：従業員 4 9 名	排出口 臭気指数 2 4
主な設備：絞り機、加熱炉、熱処理炉等	排出口口径： 0 . 3 9 m
面 積：敷地 2,589 m ²	高 さ： 7 . 3 m
用途地域：準工業地域	
悪臭対策：集塵装置	

《苦情内容》

強風により隣の工場から悪臭がくる。困っているので調査してほしい。

《処理及び指導状況等》

平成 1 3 年 4 月 苦情受付

- ・ 鉄が焼けたような臭いがして、気分が悪くなる。
- ・ 発生時間は午後 2 時から 3 時が多い。
- ・ 毎日発生するわけではない。

〃 現地調査

- ・ 苦情者のマンションから見ると、近くに 3 工場あり、そのいずれからも煙が出ていた。

〃 事業所の立入

- ・ 工場 1 は、排気塔から排出している白い煙は油の煙であり、4 時間ごとに排出している。金属表面処理をすることにより発生するので、この地域では当社が原因かもしれないとの認識を持っている。今後は改善しなければならぬと思っているが、現在の景気からして難しい。
- ・ 工場 2 は、金属部品の加工業であり、切断や削ることが主な仕事で、臭いは出さない。
- ・ 工場 3 は、作業工程は溶接及びプレスであり、臭いは出さない。
- ・ 以上の聞き取り調査により、発生源を工場 1 と推定した。

5 月 事業所への立入

- ・ 悪臭の発生源である可能性が高いことを告げる。
- ・ 工場側も認識はしているが、他にも振動等の問題もあり、対応に苦慮しているとのことであった。
- ・ 工場周辺の戸建て住宅に入居が始まると同様の苦情が生じる可能性があるため、対策について検討することを指示した。

平成 1 4 年 4 月 苦情者来庁

- ・ 申し立てをして 1 年になるが相変わらず悪臭がする。
- ・ 現在、マンション住民に対しアンケートを実施している。

〃 工場側来庁

- ・ 原因と思われる場所が特定できたので、調査してほしいとの申し出をしてきた。
- ・ 特定できたのであれば、防臭等の対策をとるように指示。

〃 現地立入調査

- ・ 発生原因は、トラックの車軸を支持する部品を製造する場所で、鉄柱を高温加熱し一定の形に折り曲げる際に油を使用するためであった。その油が焼き焦げる際に発生する煙や臭いを大型換気扇で、屋外へ排出していた。
- ・ この臭いが、外へ漏れないように防臭装置等の設置等を指導した。

7 月 苦情者来庁

- ・ 工場を訪問して、住民の要望書を渡したい。
- ・ 工場でどんな作業を行い、どのような化学物質を使用しているのか知りた

- い。
- ・ 事実を確認して、工場と交渉したい。
- ” 住民、工場、行政の3者による話し合いの実施
 - ・ 会社から会社概要、悪臭の対策説明。
 - ・ 工場内作業状況視察。
 - ・ 住民から会社に要望書を手交。
 - ・ 会社は7月末までに改善策を回答する事を約束。
- ” 会社側から住民に回答
 - ・ きつい臭が入ることについて
集塵機を購入設置する。
 - ・ 洗濯物の臭いがとれないことについて
集塵機の発生部分にカバーを取り付ける。
 - ・ 臭いで頭痛がすることについて
建物外部に放出ファンを下向きにダクトを設置する。
ダクトの中間に集塵フィルターを設置する。
ダクトの中間に消臭炭置き金属ネットを設ける。
- 9月 悪臭対策の対策装置の設置を確認
- 10月 別の住民から苦情
- 11月 臭気調査実施
- 12月 測定結果通知
 - ・ 基準値を越えている旨を告げる
 - ・ 更なる改善の検討を指示

《原因》

トラックの車軸を支持する部品を製造する場所で、鉄柱を高温加熱し一定の形に折り曲げる際に油を使用しており、その油が焼き焦げる際に発生する煙や臭いを大型換気扇で、屋外へ排出していた。

製造工程

ねじ下径絞り ねじ転造 冷、熱間鍛造、曲げ 熱処理 矯正 塗装
(悪臭発生工程)

《指導内容》

防臭装置の設置の検討及び早急な設置
住民との話し合いに出席すること

《改善内容》

集塵機の設置
放出ファンに下向きダクトを設置
ダクト途中に集塵フィルターの設置
ダクト途中に消臭炭置きネットの設置

《改善後の状況》

防臭対策のための改善は行ったが、臭気測定の結果、敷地境界及び排出口で基準に適合していなかったため、現在も改善指導を継続中である。

《測定値》

	測定結果(臭気指数)	基準値(臭気指数)	適否	備考
排出口	2.5	2.4	否	油臭
工場北側敷地境界	1.6	1.2	否	油臭
工場南側敷地境界	1.6	1.2	否	油臭

周辺図

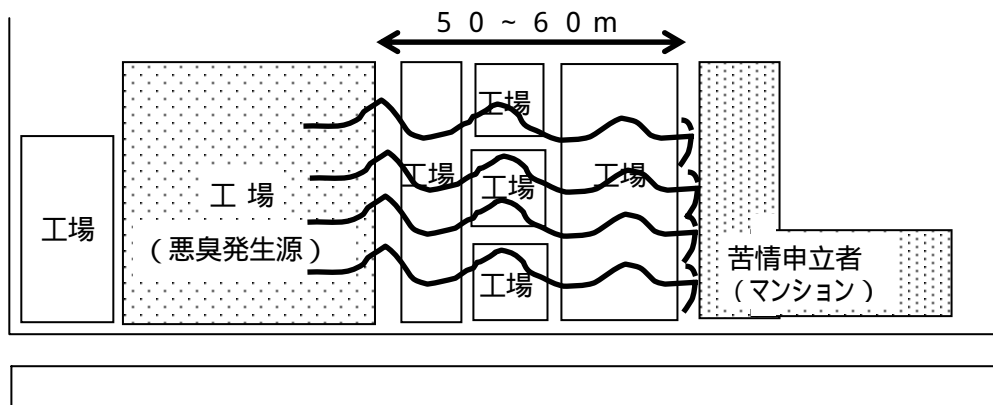


写真1 改善前の作業状況

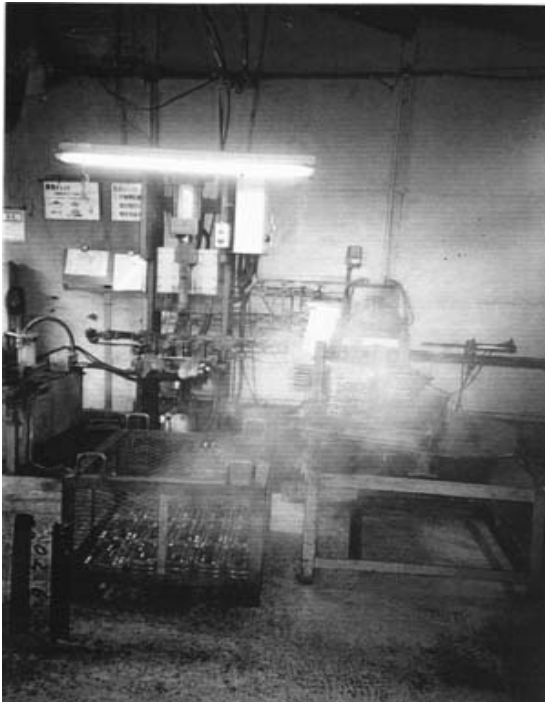


写真2 改善後の集塵機テスト



写真3 集塵機カバー取り付け状況

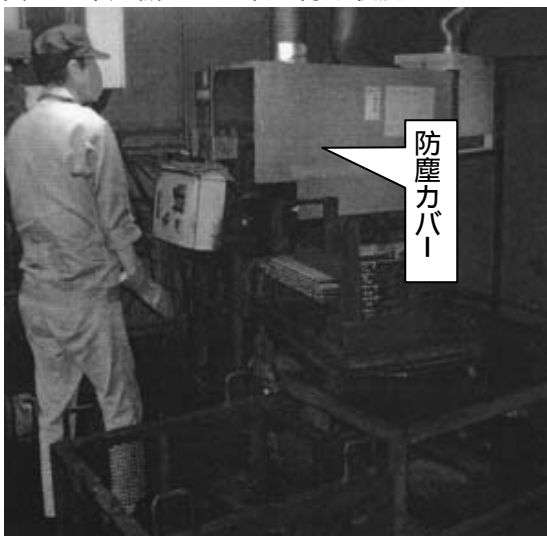
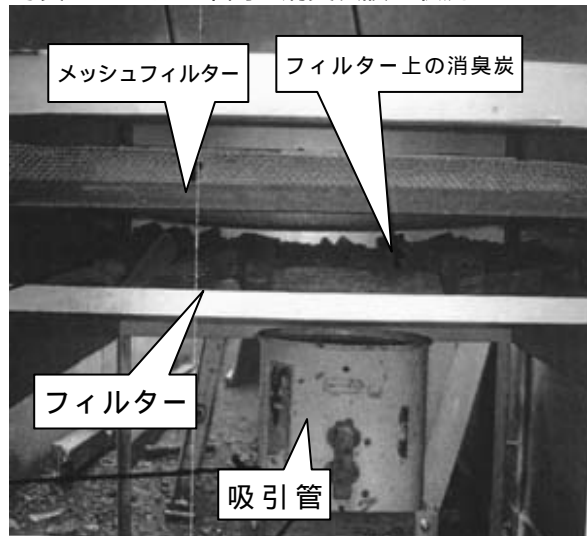


写真4 ダクト中間の消臭炭設置状況



事例 14 (金属製品製造)

【対象事業場の概要】

業 種：非鉄金属製造業
 規 模：従業員 17名
 主な設備：溶解炉、電気炉
 面 積：敷地 約 500㎡
 用途地域：準工業地域
 悪臭対策：排ガス中和装置

基 準 値：敷地境界 臭気指数 1.2
 排出口 臭気指数 2.7
 排出口口径：0.8m
 高さ：10m
 最大建物高：2階建て約7m

《苦情内容》

排出口から白煙が出て、鼻を突くような悪臭もする。

《処理及び指導状況等》

平成 14 年 5 月 苦情受付

〃 現地調査

- ・ 周辺住民から悪臭の苦情があったことを会社に伝える。
- ・ 近くで臭いの発生源はなく、会社の方から臭うとの訴えがあった。
- ・ 当該会社は、スクラパーを通して排出している。悪臭発生原因となる臭いは排出していない。設備も定期的に点検している。
- ・ 自主的に排ガスの成分分析を測定するように依頼。

6月 会社から連絡

- ・ 排ガスの成分分析の結果が出た旨を受ける。
- ・ 測定結果は基準値以下であった。

〃 苦情者宅へ

- ・ 排出口からの白煙は成分分析の結果水蒸気であり、排ガス成分は基準値以下であったことを伝える。
- ・ 行政として臭気測定を行う旨を告げる。

7月 臭気測定実施

8月 結果報告

- ・ 会社、苦情者に臭気測定の結果は基準値以下であったことを説明。
 - ・ 苦情者に対し臭質は申立のものとは異なる旨を説明し了承を得る。
- また、測定結果は行政で保管しているため、いつでも確認できる旨を伝える。

《指導内容》

排気口からの排出物の測定

《改善内容》

基準値以内のため特に改善点はないが、定期的な設備の保守点検を欠かさぬよう依頼。

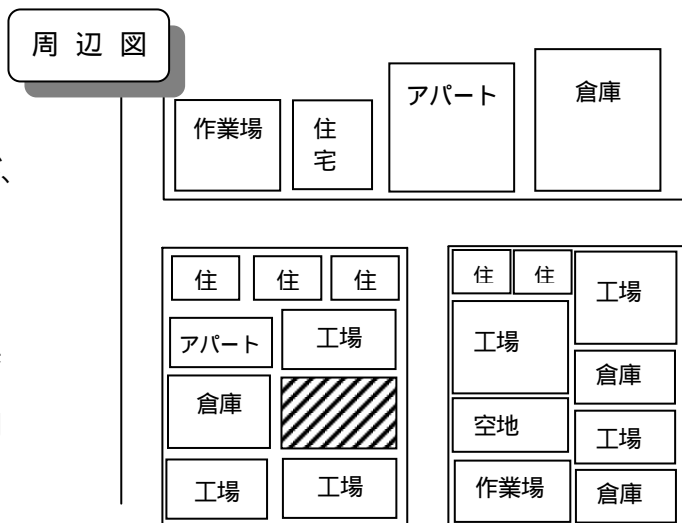
《改善後の状況》

排出物質の測定結果、悪臭の測定結果を苦情者に伝え、理解を得る。

なお、白煙は水蒸気であることを説明した。

《測定値》

平成 14 年 7 月	測定結果 (臭気指数)	基準値 (臭気指数)	適 否
排出口	1.5	2.7	適



事例 15 (金属製品製造)

【対象事業場の概要】

業 種：非鉄金属製造業（亜鉛インゴットの製造） 基準値：敷地境界 臭気濃度 15
規 模：従業員 3 名（作業を行う人 1 名） 排出口 臭気濃度 500
主な設備：溶解釜 40 L、バーナー 5 L / H 排出口口径：400 mm
集じん機（バグフィルター） 高さ：14 m
面 積：敷地 98.4 m² 建物最大高：6 m
用途地域：商業地域
悪臭対策：バグフィルター、消臭剤

《苦情内容》

亜鉛溶融時の臭気・ばい煙がひどく窓も開けられない。煙突を移設してほしい。

《処理及び指導状況等》

平成 11 年 4 月 苦情受付

- ・ 本工場は平成 10 年 10 月に建替えられ、その際バグフィルターを設置しばいじんの防止を図った。しかし、苦情申立者は臭気及びばい煙が著しいと申し立てている。

5 月 工場立入調査

- ・ 職員が申立者方 2 階から臭気を調査する。
- ・ 職員立会いのもとで、対象工場と申立者（2 名）が話し合いを行うが調整不能。行政が臭気測定を実施することとなった。

6 月 臭気測定実施

〃 測定結果通知

- ・ 集じん機のダクト 臭気濃度 1300 で基準を超えているので改善を指示

〃 工場から改善の内容報告

- ・ 溶融時のフラックスの変更及び集じん機の清掃の実施をする旨報告あり。

7 月 臭気測定実施（2 回目）

〃 この間、再三苦情申立者から苦情あり。

〃 臭気測定実施（3 回目）

〃 測定結果通知

- ・ 集じん機のダクトで臭気濃度 1700 で基準を超えているので再度改善を指示。
- ・ 工場主は消臭剤の採用を検討する旨回答。

10 月 消臭剤のテストを行政で実施

12 月 消臭装置取付け

〃 臭気測定実施（4 回目）

〃 測定結果通知

- ・ 集じん機のダクト臭気濃度 4000 及び 1700 で基準を超えているので再再度改善を指示。
- ・ 工場側は 消臭剤濃度を 2% 4% に変更、 工程の改善を約束する。

平成 12 年 2 月 臭気測定実施（5 回目）

3 月 その後、住民からの苦情はあったが、平成 12 年度以降は徐々に減ってきている。

《原 因》

亜鉛屑を溶融し亜鉛インゴット製造をする過程で臭気を集じん機のみで処理したこと。

以前に工場主と近隣住民との間で私生活上のトラブルがあり、それを根にもって数十年営業してきた工場への苦情となった。感情的な要素が大きく、解決には困難を極めた。